

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月10日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第47号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例  
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第7項中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。